

○三条地域水道用水供給企業団構成団体担当部課長会議規程

平成 8年 3月 8日

規 程 第 3 号

改正 平成 9年 3月25日 規程第1号  
平成13年 3月27日 規程第1号  
平成17年 5月 1日 規程第3号  
平成18年 3月27日 規程第2号  
平成20年 3月12日 規程第1号  
平成25年 4月 1日 規程第2号  
平成26年 4月 1日 規程第1号  
令和 2年 3月26日 規程第1号  
令和 4年 9月20日 規程第1号

（設置）

**第1条** 三条地域水道用水供給企業団の業務の適正かつ円滑な運営を図るため、三条地域水道用水供給企業団構成団体担当部課長会議（以下「会議」という。）を置く。

（付議事項）

**第2条** 会議に付すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 業務の企画及び運営に関すること。
- (2) 経営の施策に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) 事業計画に関すること。
- (5) その他特に企業長が必要と認めること。

（組織）

**第3条** 会議は、別表左欄に掲げる団体において、同表右欄に掲げる職にある者をもって組織する。

（会議）

**第4条** 会議は、事務局長が招集する。

（委任）

**第5条** この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

**附 則**

この規程は、平成8年4月1日から実施する。

**附 則**（平成9年3月25日規程第1号）

この規程は、平成9年4月1日から実施する。

**附 則**（平成13年3月27日規程第1号）

この規程は、平成13年4月1日から実施する。

**附 則** (平成17年5月1日規程第3号)

この規程は、平成17年5月1日から実施する。

**附 則** (平成18年3月27日規程第2号)

この規程は、平成18年4月1日から実施する。

**附 則** (平成20年3月12日規程第1号)

この規程は、平成20年4月1日から実施する。

**附 則** (平成25年4月1日規程第2号)

この規程は、平成25年4月1日から実施する。

**附 則** (平成26年4月1日規程第1号)

この規程は、平成26年4月1日から実施する。

**附 則** (令和2年3月26日規程第1号)

この規程は、令和2年4月1日から実施する。

**附 則** (令和4年9月20日規程第1号)

この規程は、令和4年10月1日から実施する。

**別表** (第3条関係)

団 体	職
三 条 市	建設部長 上下水道課長
加 茂 市	上下水道課長
田 上 町	地域整備課長